

前橋市社会福祉協議会 第3次中期経営計画

(旧発展・強化計画)

(令和8年度～令和12年度)

「ともに生きる豊かな地域社会づくり」



令和8年3月

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

はじめに

この度、本会では、第2次発展・強化計画が令和7年度で終了することを受け、新たに、「第3次中期経営計画」を策定いたしました。

社会情勢が大きく変化する今だからこそ、住民一人ひとりが主体となり、住民同士、そして行政、関係機関、企業、団体など、地域の多様な担い手とともに、人々がつながり、協働・共創しながら支え合うことが大切です。

第3次中期経営計画では、本会の使命を「ともに生きる豊かな地域社会づくり」と掲げ、人々がつながり安心して生活を送ることができる地域共生社会の実現に向け、その推進を図ってまいります。また、経営理念として「住民や地域の関係者とともに豊かな地域社会づくりを進めます」を掲げ、5つの経営ビジョン「地域づくり」「相談支援」「参加支援」「生活支援」「法人運営」のもと、各経営戦略と具体的な取り組みを定めました。

この計画に基づき、多様な視点やスキルを持つ人々が参加し、地域住民と生活課題を共有しながら、住民が主体的に生活課題を考える取り組み（協働・共創の場）の推進、相談体制の強化、インクルーシブで参加しやすい社会づくり、権利擁護事業の拡充など、多岐にわたる活動に取り組んでまいります。

結びに、市民の皆様には、引き続き地域福祉活動へのご理解と積極的なご参画をお願い申し上げます。また、本計画の策定にあたり、多大なるお力添えを賜りました元高崎健康福祉大学教授 金井 敏氏に深く感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。



令和8年3月

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

会 長 南 雲 厚

目 次

1	計画の概要	
	■中期経営計画（旧発展・強化計画）とは	1
	■中期経営計画の位置づけ	1
	■計画の期間	1
2	第2次計画の取組状況及び評価	
	■取組状況について	3
	■評価について	4
	■第3次計画に向けて	5
3	計画の体系	
	■計画の構成	6
	■使命	6
	■経営理念	7
	■経営ビジョン	8
	■第3次計画の体系図	10
4	具体的な取組	
	■経営戦略及び具体的な取組	12
5	計画の推進	
	■計画の進捗管理	27
	■進捗管理のスケジュール及び参考様式	28
6	策定経過及び策定メンバー	
	■策定経過	32
	■策定メンバー	33
参考資料	第3次中期経営計画 具体的な取組事項一覧	34
	社会福祉法（一部）	38
	社会福祉協議会基本要項2025	39

1 計画の概要

■中期経営計画（旧発展・強化計画）とは

市区町村社協が「地域福祉を推進する中核的な団体」としての使命や経営理念、基本方針等を明確にし、その実現に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取り組みを明示した、3～5年程度を期間とする行動計画です。（社会福祉法人全国社会福祉協議会発行『市区町村中期経営計画策定の手引き』9ページより抜粋）

市区町村社協がより具体的な戦略をもった経営の実現を目指すことを目的に、全社協が計画の名称を「発展・強化計画」から「中期経営計画」に変更したことを受け、本会の計画名称も、今期から変更することとします。

■中期経営計画の位置づけ

前橋市では、行政の立場から地域福祉の政策や制度などを充実させながら、地域福祉を推進していくための仕組みづくりや体制づくりを行う「地域福祉計画」を策定しています。

本会では、住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた民間の自主的な活動や行動のあり方を示した「地域福祉活動計画」を策定しています。

「中期経営計画」は、地域住民とともに福祉のまちづくりを進めるために、本会に必要な経営や組織基盤に関する計画です。

■計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

本計画は、上記記載のとおり「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」と一体であることから、計画期間もこれらの計画と一致させてきました。

第2次地域福祉計画は令和6年度で終了予定でしたが、令和7年度まで延長され、次期計画が令和8年度からとなりました。

従って、本計画期間もこれに倣うこととしました。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第2次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画										
前期計画					後期計画					
第1次発展・強化計画					第2次発展・強化計画					

R8	R9	R10	R11	R12
第3次地域福祉計画 第3次地域福祉活動計画				
第3次中期経営計画 (旧発展・強化計画)				

2 第2次計画の取組状況及び評価

■取組状況について

第2次計画（令和2年度～令和7年度）は、本会の使命や経営理念を明確にし、地域福祉を推進するために必要な人材や財務などの戦略を立て、計画化するものとして策定しました。

当初は令和6年度までの5カ年計画としていましたが、一体的に策定している「前橋市地域福祉計画」が1年延長されたことから、本計画も1年延長することとしました。

使命及び経営理念のもと、本計画期間の目標となる経営ビジョンを3項目設定しました。

各経営ビジョンに「経営戦略」（目標達成のための重点事項）「実施項目」（具体的な実施項目）を設定し、定期的に見直しながら計画の進行管理を行い、取り組んできました。

使命	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
経営理念	地域住民とともに福祉のまちづくりを進めます
経営ビジョン	<ol style="list-style-type: none">1 地域福祉への関心を高め、支え合うまちづくりを推進します2 住民に寄り添い、解決につなげる総合相談支援体制を充実します3 信頼され、安定した法人経営を目指します

■評価について

□経営ビジョン1

「地域福祉への関心を高め、支え合うまちづくりを推進します」

地域住民が主体となり地域課題の解決に向けて話し合いながら、支え合い活動を推進できる組織、人材の育成を進める生活支援体制整備事業を具現化するための取り組みとして、「町社協」の設置及び支援を進めることができました。町社協支援に注力するため、助成事業の整理や地区担当制の見直しを行いました。

町社協をはじめとする地域福祉活動の広報について、広報紙のほか、ホームページのリニューアル、Facebook 及び Instagram の運用と、多様な手段で充実を図ることができました。

前橋市障害者サポートセンターここでは、近隣の企業や福祉施設と協働したイベントを行い、障害のある方への理解を深めました。

また第1次計画において準備を進めていた社会福祉法人連絡会を、今期（令和3年度）に設立することができましたが、具体的な社会福祉法人と地域活動との連携は、引き続き重点事項です。

今後は、地縁だけではない、企業をはじめとする多様な主体による協働の取り組みが必要となります。そのために地区担当者は社会資源を把握しコーディネートしながら、自らも事業を実施する必要があります。

□経営ビジョン2

「住民に寄り添い、解決につなげる総合相談支援体制を充実します」

専門職との情報交換、相談窓口の連携を強化することができました。

他職種、多機関の専門職との情報交換、相談窓口の連携を強化することにより、解決へ至ったケースも多くありました。

法人内では相談援助の技術と資質の向上を目的に、事例検討会や外部講師による研修を実施しました。また、身寄りのない人への支援の在り方に関して、情報収集と意見交換に取り組んでいます。

今後は、「身寄りのない高齢者支援強化」「一時生活支援（居住支援）」等の、新たな施策に積極的に先駆的に取り組む組織づくり、人材づくりを進めていく必要があります。さらに、相談を受けた後の解決につながる出口（活動、サービス＝参加支援）が必要となります。相談支援に従事する職員と地域づくりに従事する職員が連携し、相談者のニーズに応じた参加支援を進める必要があります。

□経営ビジョン3

「信頼され、安定した法人経営を目指します」

職員を適正に評価・指導し、人材育成を進めるための人事評価制度の見直し、適正な労務管理のための勤怠管理システムの導入及び運用、災害時等の事業継続計画の策定を行うことができました。業務の効率化を図り、利用者サービスの水準を低下することなく、職員の勤務時間の見直しを行い、計画に沿った予算執行と経費節減に努め、適正な運営を行いました。

利用者サービスの向上については、企業による認知機能改善目的の脳トレ、健康増進を意図した教室開催に協力し、企業や専門職との連携を強化しました。

今後は、法人の継続のため、地域福祉財源の確保と、適正な人員管理が喫緊の課題です。さらに経営基盤の強化を目指すサービスの質の向上のために「生活支援」に注力する必要があります。例えば、障害福祉サービスの利用者に対する余暇活動の充実や、障害の有無にかかわらず希望する地域生活が送れるよう福祉サービスの情報提供を行います。

■第3次計画に向けて

第2次計画は、地域福祉活動計画を推進するために本会に必要な経営や組織基盤に関する目標を策定しました。

第2次計画を実施する中で課題となった事項については、引き続き実施していくこととします。

第2次計画の評価を受け、第3次計画は「地域づくり」「相談支援」「参加支援（新）」「生活支援（新）」「法人経営」を柱とした計画を策定し、本会の経営強化を目指します。

3 計画の体系

■ 計画の構成



■ 使命

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを定められた社会福祉法人です。「社会福祉協議会基本要項2025」に示された社協の使命を、本会の使命とします。

使命

ともに生きる豊かな地域社会づくり

「ともに生きる豊かな地域社会」とは

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会。

(全社協福祉ビジョン)

■経営理念

本会は、この使命を達成するための変わることのない組織の価値観として、経営理念を次のとおり掲げます。

経営理念

住民や地域の関係者ととともに
豊かな地域社会づくりを進めます

経営理念に込めた思い

本会は設立以来、住民主体の理念に基づき、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域福祉活動に取り組んできました。

本会はこれからも、年齢、国籍、障がいの有無、生活状況を問わず全ての住民や地域の関係者と協働して、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を進めます。

地域の関係者とは…

民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織（自治会、町社協、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設・事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、行政（福祉以外の部局も含む）、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指します。

■経営ビジョン

「使命」と「経営理念」の実現のため、5年後の目標として下記の5つの「経営ビジョン」を掲げ、各経営戦略の進捗管理や連動等を踏まえて横断的なマネジメントをしていきます。

経営ビジョン1 地域づくり

**地域住民や多様な関係者と連携・協働・共創して、
地域で支え合うまちづくり**

少子高齢化と人口減少により、地域住民による担い手減少は避けられません。地縁だけでない、企業をはじめとする多様な主体との連携・協働・共創により、地域づくりを進めていきます。

経営ビジョン2 相談支援

住民の困りごとを受け止め、多機関と連携・協働した相談支援

住民のさまざまな相談ごとを受け止め、関係機関と連携し、課題解決に努めていきます。

今後は、「身寄りのない人への支援」「一時生活支援（居住支援）」等の新たな施策にも重点的に取り組んでいきます。

経営ビジョン3 参加支援

**既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応し、
地域とつながり、社会参加できる支援**

すべての相談ごとに、制度に繋がられる等の明確な解決策があるわけではありません。

制度の狭間のニーズに対して、居場所の提供や就労支援など、解決に繋がる社会参加支援を、本会の地域づくりと相談支援が連携し、多様な主体と協働のもとに進めていきます。

経営ビジョン4 生活支援
その人らしい地域での暮らしを支える事業の実施

いつまでも、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心した暮らしを支えるため、サービスの充実を図ります。

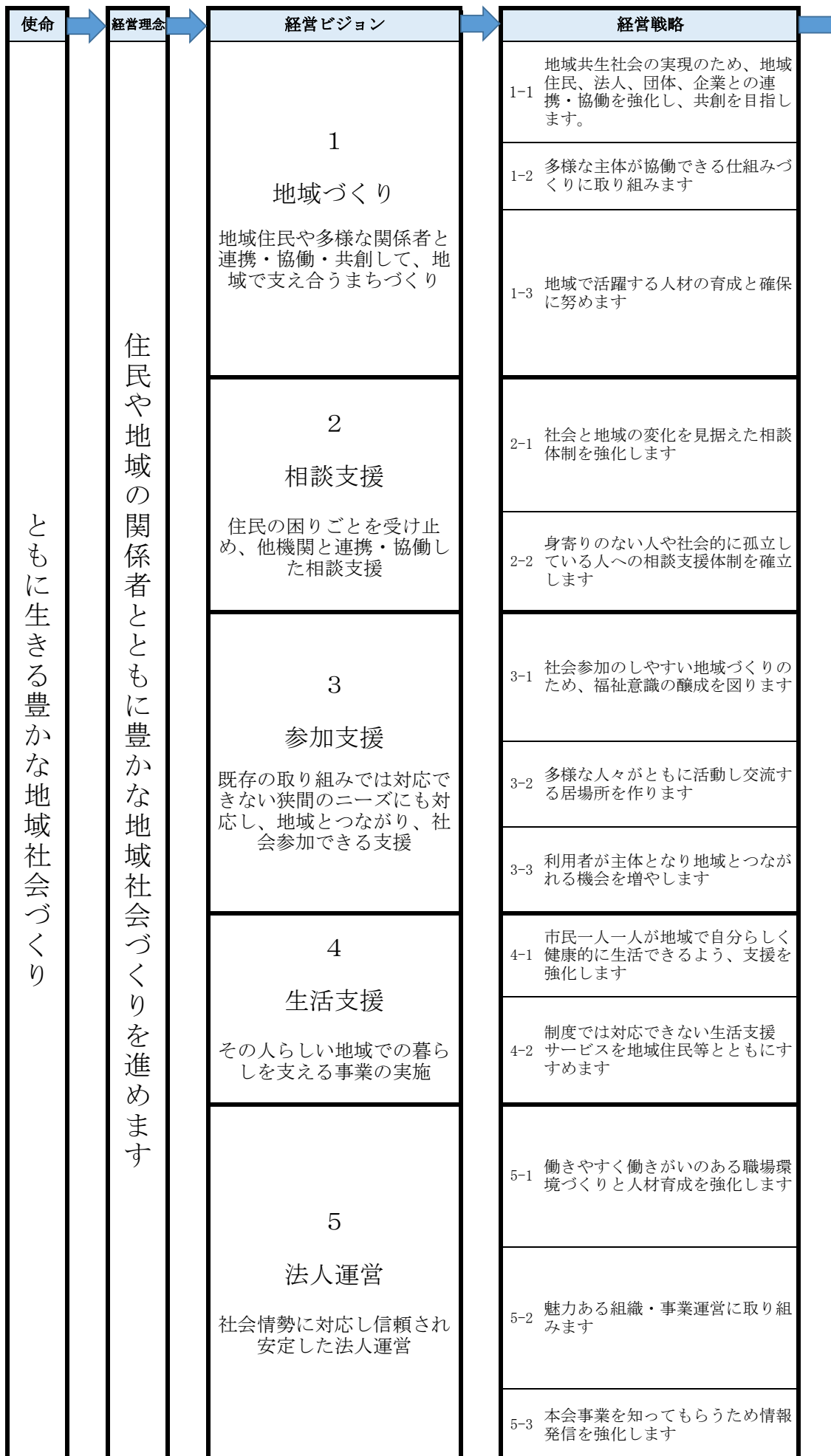
介護保険サービスのような生活に直結した支援だけでなく、居場所づくり、相談支援、施設運営など、本会の全ての事業が生活支援であるとの認識のもと、取り組んでいきます。

経営ビジョン5 法人運営
社会情勢に対応し信頼され安定した法人運営

補助金や委託料の考え方、職員構成など、組織を存続するための基盤が急速に変化し続けています。

そうした情勢に対応し、社会福祉法人としての信頼を得たうえで、持続可能な法人運営を進めていきます。

■第3次計画の体系図





具体的な取組	
1-1-1	社会資源の情報収集の強化
1-1-2	法人内DXによる収集した社会資源情報の有効活用
1-1-3	多様な主体と連携・協働・共創した事業の創出
1-2-1	地域課題解決に向けた体制の充実と機能強化
1-2-2	地域活動を継続して支援するための助成制度の見直し
1-3-1	交流や学びを生み出す拓かれた施設運営
1-3-2	魅力的な事業を実施するための人材発掘
1-3-3	地区社協を主体とした福祉人材育成講座の実施
1-3-4	ボランティア体験講座の実施
1-3-5	学生と協働した地域課題への取組
2-1-1	相談窓口の強化、充実
2-1-2	相談支援のスキルアップ
2-1-3	利用者の意思決定支援の充実
2-1-4	法人内外の多職種と連携した事例検討会の実施
2-2-1	孤立・孤独防止のための社協管理施設を活用した居場所づくり
2-2-2	相談しやすくするための機会と情報の提供
2-2-3	入院・入所サポート、終活サポート、遺品整理の実施
3-1-1	合理的配慮の浸透を目的としたイベントの実施
3-1-2	就労支援のため企業等の理解促進と受け入れ先の開拓
3-1-3	インクルーシブイベントの実施・参加
3-2-1	住民の興味関心ニーズを把握するためのマーケティングリサーチの実施
3-2-2	本会管理施設や社会資源を生かした地域交流の促進
3-3-1	利用者主体のセルフヘルプによる地域参加の機会創出
3-3-2	セルフヘルプ活動を通じた地域との繋がりや信頼関係（関係資産）の拡大
4-1-1	生活支援の現状の見直しと検討
4-1-2	平時からの福祉防災と災害時の福祉支援への取組
4-2-1	権利擁護事業の拡充
4-2-2	介護保険事業利用者のための制度外サービスの拡充
4-2-3	住民参加型在宅福祉サービスのメニューの拡充
5-1-1	正規職員の人員育成計画の実施
5-1-2	嘱託職員、臨時職員の育成
5-1-3	ハラスメントを防止するための組織の方針決定及び研修等の実施
5-1-4	生産性向上会議の実施
5-2-1	円滑な事業実施のためのガバナンスの徹底
5-2-2	社会状況や世の中の動向に応じた事業の選択
5-2-3	必要な事業を継続するための財源使途計画の策定及び運用
5-2-4	安心・楽しく・信頼される施設運営
5-3-1	情報発信の目的やターゲットを明確にした広報活動
5-3-2	社協の認知度向上を目的とした広報・情報発信

4 具体的な取組

■ 経営戦略及び具体的な取組

経営ビジョン1 地域づくり

地域住民や多様な関係者と連携・協働・共創して、地域で支え合うまちづくり

関連する地域福祉活動計画の「市社協が取り組むこと」

1. 地域住民、法人、団体、企業との連携・協働を強化し、共創を目指す
2. 多様な主体が協働できる仕組みづくり
3. 地域で活躍する人材の育成

経営戦略 1-1	地域共生社会の実現のため、地域住民、法人、団体、企業との連携・協働を強化し、共創を目指します。
-------------	---

多様な主体が持つ資源に関する収集力を強化し、それらの情報でデータベースの構築等、法人内で迅速、効果的効率的に共有する方法を確立します。そのためには、単なる IT 化ではなく、これまでの業務の仕組みを変えることも必要です。

そして、共有した情報をもとに、各部署の特性を生かしながら、多様な主体との連携し事業を進めます。

※以下の「・」は、令和8年度の具体的な取組事項の中から、地域福祉活動計画に連動し、かつ本会役員、評議員ほか地域の関係者の皆様に特に関連するものを抽出して掲げます。具体的な取組事項の一覧は、34ページを参照してください。

1-1-1 社会資源の情報収集の強化

- ・ 地区担当者が地域に出向き、ともに住民の生活を知る（地域福祉課）
- ・ 民生委員児童委員への伴走型支援に取り組む（地域福祉課）

- ・当事者を支援する機関と定期的に情報交換する（地域福祉課）

1-1-2 法人内 DX による収集した社会資源情報の有効活用

- ・企業や団体等、地区社協や町社協等に対して活動を提案し、相談支援を行う（地域福祉課）
- ・行政担当課と定期的に情報交換して事業を実施する（地域福祉課）

1-1-3 多様な主体と連携・協働・共創した事業の創出

- ・地区社協に対して、企業や団体等と連携した事業を提案する（地域福祉課）
- ・企業、大学、NPO、社会福祉法人等の多様な主体とボランティアをつなぐイベントを実施する（地域福祉課）
- ・団体、企業向けの手話教室を実施する（地域福祉課）
- ・災害ボランティアセンター訓練を多様な主体と実施する（地域福祉課）
- ・障がい当事者の参加を促すイベント実施する（地域福祉課）
- ・社会福祉法人と福祉教育講座や体験学習を実施する（地域福祉課）
- ・企業・法人・学校等の専門職と連携を強化し、健康づくり、介護予防、生きがいくくり事業を展開する（高齢福祉課）
- ・コロンサークル関係の企業と連携し、新たな活動の創出と関係性を構築する（地域活動支援センターこころ、多機能型事業所こころ）

経営戦略 1-2	多様な主体が協働できる仕組みづくりに取り組みます
--------------------	---------------------------------

仕組みのひとつである法人内の「人的資源」については、地域の課題解決を進めるにはどのような業務分担が最も効果的に機能するかを考え、活動の成果に応じた職員体制を整えます。

もうひとつの仕組みである「財源」については、寄付金、共同募金を有効活用し、地域活動を継続的に支援できる制度づくりを進めます。

1-2-1 地域課題解決に向けた体制の充実と機能強化

- ・地域課題の対応力向上のため地区を複数担当にする（地域福祉課）
- ・地区社協運営に積極的にかかわる（地域福祉課）

- ・地区社協を中心に協議の場の創出や地域の活動者との連携強化を促す（地域福祉課）

1-2-2 地域活動を継続して支援するための助成制度の見直し

- ・地区社協及び町社協の活動に柔軟に活用できる助成制度とする。
（地域福祉課）

経営戦略 1-3	地域で活躍する人材の育成と確保に努めます
--------------------	-----------------------------

地域住民に限らず、企業や社会福祉法人の従業員、学生など、さまざまな立場の人が、地域で活躍できる可能性を持っています。

ボランティア等に対する理解者を増やし、多様な機関に呼びかけながら、人材を育成します。

そして、本会のボランティアセンターが持つコーディネート機能を生かし、地域活動や福祉活動、施設内での活動など、人材が活躍できる場を提供し、継続的な育成を目指します。

1-3-1 交流や学びを生み出す拓かれた施設運営

- ・当事者団体主催イベントでのボランティア協力による自然な交流と学びを実施する（地域福祉課）
- ・ボランティアの活用や子どもの成長を促す遊びの提供を実施する（地域福祉課）

1-3-2 魅力的な事業を実施するための人材発掘

- ・登録ボランティアの増加に向けて LINE 等の情報発信の内容を充実させる（地域福祉課）
- ・健康意識の高い幅広い年代の方が参加できる魅力的な事業を展開するために新たな外部講師を発掘する（高齢福祉課）

1-3-3 地区社協を主体とした福祉人材育成講座の実施

- ・地区社協主催の研修の開催を支援する（地域福祉課）
- ・地区単位でのボランティア講座を開催する（地域福祉課）

1-3-4 ボランティア体験講座の実施

- ・登録ボランティア、一般ボランティア、教員向け等への体験講座を開催する（地域福祉課）
- ・学生向けサービスラーニングを実施する（地域福祉課）

1-3-5 学生と協働した地域課題への取組

- ・地区別計画等の情報を学生に提示する（地域福祉課）
- ・学生ボランティアの活躍の場、活動者とのつながる機会を提供する（地域福祉課）
- ・学生の柔軟な発想やデジタルスキルなどの新しい知見を取り入れることで、施設プログラムの充実度を向上させる
（地域活動支援センターこころ）

経営ビジョン2 相談支援

住民の困りごとを受け止め、他機関と連携・協働した相談支援

関連する地域福祉活動計画の「市社協が取り組むこと」

1. 社会と地域の変化を見据えた相談体制を強化します
2. 身寄りのない人や孤立する人への支援体制を確立します

経営戦略 2-1	社会と地域の変化を見据えた相談体制を強化します
--------------------	--------------------------------

社会情勢により、困りごととも変わっていきます。

どのような困りごとにも対応できるよう、研修や事例検討会の実施などで職員のスキルアップを図ります。

相談事業の担当部署はもとより、地域住民が日常を過ごす施設においてもいつでも気軽に相談ができるよう、相談窓口を充実します。

さらに、意思表示が十分にできない人とも信頼関係を構築し、その人の意思が尊重できる支援も充実します。

2-1-1 相談窓口の強化、充実

- ・民生委員への伴走支援を実施する（地域福祉課）
- ・地区担当者の意識的な地区訪問を実施する（地域福祉課）
- ・いつでも対応できる手話通訳者を配置する（地域福祉課）
- ・中間支援機関との連携や情報共有の場をつくる（地域福祉課）
- ・係・事業所（または課）ごとに、相談窓口対応に関する指導者を設け、日直業務・昼休み当番等の強化を図る（生活支援課・介護事業課）

2-1-2 相談支援のスキルアップ

- ・事例検討、同行振りかえり、コミュニケーション能力向上、倫理研修等を実施する（地域福祉課）
- ・相談援助面接技術基礎研修において、基礎研修のほか応用研修を企画する（研修対象者の拡大）（生活支援課・介護事業課）
- ・相談支援事業所、行政関係機関など、日頃から利用者本人をよく知る多様な関係者が集まり、情報共有・連携して支援する（障害

福祉課)

2-1-3 利用者の意思決定支援の充実

- ・福祉従事者等の支援者、市民後見人養成講座修了者を対象とする研修の発展・強化を図る（生活支援課・介護事業課）
- ・意思決定支援に関して基本的な考え方や実践方法を学習し、利用者本位のサービスを提供する（障害福祉課）

2-1-4 法人内外の多職種と連携した事例検討会の実施

- ・他児童クラブとの情報交換会を開催する（地域福祉課）
- ・県聴覚障害者連盟、コミュニケーションプラザ、自立支援協議会との情報交換、合同研修を実施する（地域福祉課）
- ・地域個別ケア会議、担当者会議等の他職種・他事業所・行政主催のケース会議に参加する（生活支援課）
- ・他の法人、事業所、社協と共催して事業運営の情報交換や事例検討会を実施する（介護事業課）

経営戦略 2-2	身寄りのない人や社会的に孤立している人への 相談支援体制を確立します
--------------------	---

身寄りのない状況を変えることはできませんが、人との繋がりを構築することはできます。繋がりが生まれれば、自然と相談できる関係も築くことができます。

本会が管理運営している施設などで居場所づくりを進め、相談しやすい環境を整えるよう、地域づくりに従事する職員と相談支援に従事する職員が連携し、情報提供と機会の整備を強化します。

そして、身寄りのない人でも最後まで安心して生活できるよう、入院や入所、終活サポート、遺品整理を実施します。

2-2-1 孤立・孤独防止のための社協管理施設を活用した居場所づくり

- ・児童クラブ・おもちゃの図書館等でボランティアの協力を得て施設運営する（地域福祉課）

2-2-2 相談しやすくするための機会と情報の提供

- ・地域包括支援センターとの情報共有に取り組む（地域福祉課）
- ・地域包括支援センター、ケアマネジャーへの住民参加型在宅福祉サービス等の情報提供を実施する（地域福祉課）

- ・保健師、看護師、健康運動指導士等の専門職に気軽に相談できる体制を整え、その人に必要な適切な機関への情報提供を行い支援する（高齢福祉課）
- ・利用者本人が状況を理解できるよう、分かりやすい言葉や方法で情報を提供し、多様な選択肢を準備する。（障害福祉課）

2-2-3 入院・入所サポート、終活サポート、遺品整理の実施

- ・地域に社会資源の情報提供を実施する（地域福祉課）
- ・日常生活自立支援事業の利用者の範囲で、入退院の手続き、入院費の支払い、必要物品の購入等の入院・入所サポートを実施する（事業内容の拡大と明確化）（生活支援課）
- ・自費訪問介護事業において、荷造り・買い物・お届け・入院期間中の洗濯等の入院・入所サポートを実施する（事業内容の拡大と明確化）（介護事業課）

経営ビジョン3 参加支援

既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応し、地域とつながり、社会参加できる支援

関連する地域福祉活動計画の「市社協が取り組むこと」

1. 誰もが参加しやすい地域にするため、お互いを思いやる心を広げます
2. 多様な人々が共に活動し、交流する居場所づくり
3. サービス利用者が地域とつながれる機会を増やします

経営戦略 3-1	社会参加のしやすい地域づくりのため、福祉意識の醸成を図ります
-------------	--------------------------------

生きづらさや困りごとを抱えた人と、相談で繋がった後に重要なことは、その人たちを社会と繋ぎ参加の支援を進めることです。

そのために、インクルーシブで、参加しやすい社会づくりのひとつとして、合理的配慮への理解を進めます。

そして、生活を維持しながら生きがいを持ち、社会との繋がりである就労に繋がる支援を進めます。

※インクルーシブとは、すべての人が障がいの有無にかかわらず、社会のあらゆる場面において平等に参加し、ともに生活し、ともに働き、ともに学ぶことを目指す包括的な考え方である。

※合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲（＝「過重な負担※1」のない範囲）で対応すること。（厚生労働省）

3-1-1 合理的配慮の浸透を目的とした本会主催のイベントの実施

- ・ぶらりバリアフリー散歩を開催する（地域福祉課）
- ・季節イベントの開催、他会場による出張おもちゃの図書館の開催を実施する（地域福祉課）

3-1-2 就労支援のため企業等の理解促進と受け入れ先の開拓

- ・アウトリーチを通して「しごと応援企業登録」の登録数を増やす（まえばし生活自立相談センター）
- ・自立相談支援機関として居住支援と就労先確保の一体的強化を図る（まえばし生活自立相談センター）

3-1-3 インクルーシブイベントの実施・参加

- ・地域にボランティアセンターと協働したイベントを提供する（地

域福祉課)

- ・障がい者理解のイベントを開催する（地域福祉課）
- ・「SOCIAL GOODS project」や「インクルーシブスポーツフェスタ」など前橋市が主催するインクルーシブイベントへ参加する（障害福祉課）

経営戦略 3-2	多様な人々がともに活動し交流する居場所を作ります
--------------------	---------------------------------

本会では、長年、「交流の場づくり」を進めていますが、求められる場は、時代や社会情勢により変わっていきます。

何に魅力を感じてくれるのか、どんな場なら行きたいと思うのか、ニーズを収集、分析し、実施へと展開します。

施設や社会資源と生かしつつも、従来の形に捉われない居場所を作っていきます。

3-2-1 住民の興味関心ニーズを把握するためのマーケティングリサーチの実施

- ・子育て支援活動の実態調査により新たな活動支援を創出する（地域福祉課）
- ・登録ボランティアへの興味、関心アンケートを実施する（地域福祉課）
- ・おもちゃの図書館等の本会実施事業の定期的な満足度アンケートの実施（地域福祉課ほか）

3-2-2 本会管理施設や社会資源を生かした地域交流の促進

- ・ふれあいの広場等へのボランティア派遣を実施する（地域福祉課）
- ・障がい当事者と連携したイベントや研修を実施する（地域福祉課）

経営戦略 3-3	利用者が主体となり地域とつながれる機会を増やします
--------------------	----------------------------------

居場所を作って参加を促しただけでは、「参加するよう言われたから」となり、自分事にはなりません。きっかけは誘いであっても、最終的には受け身ではなく、主体性を持ってもらえるような参加を目指します。

「地域と繋がる」とは、受け入れてくれる人や場所を増やしていくことです。

「関係資産」とは、「信頼関係」「協力関係」「ネットワーク」で、人や組織等との「関係」の、深さ、広さ、質そのものを「資産」として捉える考え方です。

さまざまな仕組みを提供しながら、主体性のある関係性の拡大を目指します。

3-3-1 利用者主体のセルフヘルプによる地域参加の機会創出

- ・ 地区担当者との情報共有により、地域と当事者のかかわりを促進する（地域福祉課）
- ・ 手話サークル連絡会、聴覚障害者福祉協会、手話通訳者協会とのつながりを強化する（地域福祉課）
- ・ 地域ケア会議、アウトリーチ等を通して、利用者の意見を関係機関へ繋ぐ（生活支援課）
- ・ 公民館と共催行事を開催するなど地域福祉を意識したインクルーシブな取り組みを展開する（地域活動支援センターおおご、みやぎ、かすかわ、ふじみ）

3-3-2 セルフヘルプ活動を通じた地域との繋がりや信頼関係（関係資産）の拡大

- ・ 当事者の講師による企業等の職員教育を実施する（地域福祉課）
- ・ 地域イベント、防災訓練等への当事者の参加・参画を促進する
(地域福祉課)
- ・ 地域との関わりがない利用者へ、訪問支援を通して、地域と利用者の仲介を行う（介護事業課）

※セルフヘルプ（self-help）活動とは、「自助」と「相互援助」の両側面を備え持つ活動です。セルフヘルプの精神にもとづい

て結成されたグループは「セルフヘルプ（自助）グループ」とも呼ばれ、そのグループのメンバーは、障がいや疾患をはじめとする共通した課題を抱える「当事者」であることが重要な意味をもっています。

経営ビジョン4 生活支援

その人らしい地域での暮らしを支える事業の実施

関連する地域福祉活動計画の「市社協が取り組むこと」

1. 地域で自分らしく健康的に生活できるように支援を強化する
2. 制度で対応できない支援を、住民とともにすすめる仕組みづくり
3. 災害時も地域で支え合えるよう、平時からの備えと体制を強化する

経営戦略 4-1	市民一人一人が地域で自分らしく健康的に生活できるよう、支援を強化します
-------------	-------------------------------------

健康であることは、自分らしく生活するための前提条件です。

本会の生活支援は、特定サービスの契約者である特定利用者のほか、窓口の相談者や施設利用者など不特定多数利用者を対象にしています。

本会全体で、平時だけでなく災害時においても持続可能な生活支援サービスの運営に努めます。

4-1-1 生活支援の現状の見直しと検討

- ・安心カードの活用方法を周知し、内容更新の広報及び更新支援を実施する（地域福祉課）
- ・モニタリングや把握、支援のための訪問と面会を通して、適時、支援計画・内容・方法を見直す（生活支援課・介護事業課）

4-1-2 平時からの福祉防災と災害時の福祉支援への取組

- ・個々の利用者の安否確認の方法を、災害時に備え確認をしておく（生活支援課）
- ・利用者宅の避難所を定期的に確認し更新し、訪問支援中の災害に備える（介護事業課）
- ・災害時における訪問支援の優先順位、優先条件、支援内容を決めておく（介護事業課）
- ・福祉避難所を開設した場合の社協内の応援体制、課題や改善策に取組む（高齢福祉課）
- ・利用者及び家族に対し、平時からの福祉防災への意識の向上と自然災害時の要配慮者における支援体制の整備を図る（障害福祉課）

経営戦略 4-2	制度では対応できない生活支援サービスを地域住民等とともにすすめます
---------------------------	--

自分らしく生活するためには、権利擁護の充実が重要です。

権利擁護事業をはじめ、自分らしい生活を送るための選択肢（サービスメニュー）を行政との協議を踏まえて拡充します。

4-2-1 権利擁護事業の拡充

- ・「頼れる身寄りがいないことによる生活課題」に対する具体的な支援内容等を調査し、支援実施に向けて固めていく（生活支援課）

4-2-2 介護保険事業利用者のための制度外サービスの拡充

- ・住民参加型在宅福祉サービスのボランティアの紹介、登録を実施する（地域福祉課）
- ・ニーズ調査、地域包括支援センターやケアマネジャー等への調査、住民調査を実施する（地域福祉課）
- ・利用者のニーズや支援内容、及び訪問介護員等支援者の時間、能力等の活動条件を調査し、支援を拡大する（介護事業課）
- ・契約書に明示のない利用者ニーズに対し、対応可能であれば柔軟に応じる（介護事業課）

4-2-3 住民参加型在宅福祉サービスのメニューの拡充

- ・登録ボランティアの増加とスキルアップのための講座を開催する（地域福祉課）
- ・時代に応じた単価設定、ニーズに合わせたメニューを検討する（地域福祉課）

経営ビジョン5 法人運営

社会情勢に対応し信頼され安定した法人運営

経営戦略 5-1	働きやすく働きがいのある職場環境づくりと 人材育成を強化します
-------------	------------------------------------

組織にとって職員は、事業を推進する中心的な存在であり、その能力と働きやすい環境が、組織の成果を左右する最も重要な要素です。

職員が安心して仕事ができ、働きがいを持てる職場となるよう、必要な措置を講じます。

正規職員はキャリアパスを策定し、人事評価の見直しを進めてきましたので、更なる向上が必要な事項等を分析し、研修計画を立案、実施します。

いろいろな部署を経験することも人材育成に繋がると捉え、育成も兼ねた人事異動を行います。

正規職員以外が大半を占めている部署もあります。嘱託職員、臨時職員の育成にも注力します。

働き方が見直されている中、新たなことを実施するためには、取り組み方などの改革が必要です。効率化のみを求めるのではなく、DX化など成果を重視した業務の見直しやツールの活用などを進めます。

5-1-1 正規職員の人員育成計画の実施

- ・職員研修計画を運用し、職員の専門性と組織性の資質を向上する（総務課）
- ・安否確認システムを生かしたBCP訓練を平時から実践し、災害時に初動対応ができる人材を育成する（総務課）
- ・災害や情報管理等に対するリスクマネジメントを行い、事業継続できる人材を育成する（総務課）

5-1-2 嘱託職員、臨時職員の育成

- ・利用者の状態に応じた有効的な人事配置を実施する（地域福祉課）
- ・キャリアパスを明確化し、人事評価制度を見直す（総務課）

5-1-3 ハラスメントを防止するための組織の方針決定及び研修等の実施

- ・カスタマーハラスメントに関して、法律の制定時には速やかに手引き・要綱・基本指針を改正する（生活支援課・介護事業課）

- ・ハラスメントに関するアンケートを継続し、職員研修を通じて予防・改善する（総務課）

5-1-4 生産性向上会議の開催

- ・生産性向上は上位処遇改善加算の取得条件であるため、他課と連携し、会議開催の企画・計画・実施を行う（介護事業課）
- ・ITリテラシー向上をはかり、効率的な働き方に変革していく
(総務課)

経営戦略 5-2	魅力ある組織・事業運営に取り組みます
--------------------	---------------------------

近年、本会では、長年運営してきた事業や施設の終了が続きました。社会福祉法人としての意思決定のプロセスを踏まえたうえで、状況に応じ、事業の継続もしくは終了を決定する必要があります。

これからの経営環境の変化に応じて本会が実施すべき事業か、時代遅れとなっていないか等、年々加速する時代の変化に対応する必要があります。

そして、必要な事業を継続するための財源基盤を確保し、市民本位、利用者本位の魅力ある事業を実施します。

5-2-1 円滑な事業実施のためのガバナンスの徹底

- ・理事会、評議員会において経営課題を意思決定する（総務課）

5-2-2 社会状況や世の中の動向に応じた事業の選択

- ・DX化による事業内容の見直しをはかり、市民サービスの向上をはかる（総務課）

5-2-3 必要な事業を継続するための財源使途計画の運用

- ・県補助金申請やその他の寄付の活用を実施する（地域福祉課）
- ・県内他市、同規模・近隣の中核市の経営・運営状況、積立金の状況を調査する（介護事業課）
- ・財源検討会議において財源確保策、活用策を検討する（総務課）
- ・会費、会員増に向けた会員制度の見直しを実施する（前橋本所）

5-2-4 安心・楽しく・信頼される施設運営

- ・学生、ボランティアの活用を促進する（地域福祉課）
- ・講座実施により障がい当事者、参加者、ボランティアなどの関係性を構築する（地域福祉課）

- ・誰もが安心して相談できる体制づくり、施設・設備の適切な管理や清潔で快適な環境づくり、効率的かつ安全な施設運営を行う（高齢福祉課）

経営戦略 5-3	本会事業を知ってもらうため情報発信を強化します
---------------------------	--------------------------------

広報媒体の選択肢が増えた半面、各媒体の目的等を明確にしたうえで活用しないと、届きたい人に届かない、意味のない広報となりかねません。

SNSなど主流の媒体を単に活用するのではなく、広報のターゲットや目的を意識して広報活動を行います。

地域福祉活動に共感を得て、理解者、協力者を増やすためにも、本会をPRする取り組みも強化します。

5-3-1 情報発信の目的やターゲットを明確にした広報活動

- ・LINEやホームページによる情報発信に開催結果だけでなく、効果まで発信する（地域福祉課）
- ・ホームページや社協だよりにおける寄付者情報の掲載を実施する（地域福祉課）
- ・学生ボランティアの呼びかけを実施する（地域福祉課）
- ・利用者向けの定期的な案内（放課後等デイなど）を実施する（地域福祉課）
- ・地域包括支援センター、居宅介護事業所への事業周知を実施する（地域福祉課）
- ・配分団体活動の見える化を実施する（地域福祉課）
- ・集客を増やすため、社協ホームページ・インスタ・パンフレット等さまざまな手段を活用して各事業（教室・イベント等）の情報を発信する（高齢福祉課）

5-3-2 社協の認知度向上を目的とした広報・情報発信

- ・本会の活動がイメージしやすいようにSNSや社協だよりを活用する（地域福祉課）

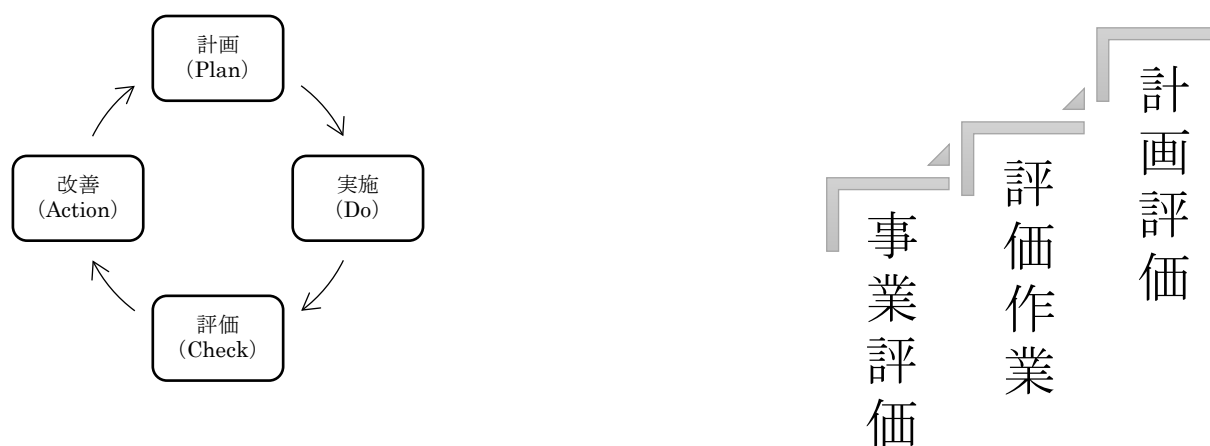
5 計画の推進

■ 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すPDCAサイクルにより行います。

なお、評価は次の三段階で行います。

- (1) 毎年度、それぞれの事業評価を行います。(各係)
- (2) 事業評価を持ち寄り、計画の評価作業を行います。(係長)
- (3) 各経営戦略の進捗管理や連動等を踏まえて、経営ビジョンを横断的にマネジメントし、計画全体も再評価を行います。(課長以上)



■進捗管理のスケジュール及び参考様式

項目	内容 ()内は実施者	時期	参考様式
年度事業計画	新年度の事業計画を策定し、3月理事会の同意・評議員会の承認を得る。(課、係)	1月～2月	様式1
予算方針	事業評価を踏まえ、翌年度の予算方針を策定する。 予算を編成、所管課等へ提出する。(課、係)	6月～7月	様式2
年度事業評価	各事業の評価を実施する。(課、係)	12月	
中期経営計画 の評価	(1) 各係の事業評価をし (2) 係長の評価作業及び (3) 課長以上の計画評価を経て 次年度の事業計画を策定 する。(事務局長、課長、係長) 評価に基づき、次年度事業計画を 策定する。	1月～2月	
年度事業報告	当年度の事業報告を作成し、6月理事会・評議員会の承認を得る。 (課、係) 評価及び事業報告に基づき、予算 方針を策定する。	3月～4月	様式3

【様式1】年度事業計画

事業名 〔人件費関連事業〕	[]
事業の目的等	
予算	
事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> 指定管理事業 <input type="checkbox"/> その他
経営ビジョン	
経営戦略	
今年度具体的取組 (〇-〇-〇は中期経営計画の具体的取組)	

【様式2】 予算方針

拠点	
サービス区分 (セグメント)	

■ 令和○年度の方針

--

■ 令和○年度の要求額及び人員及び過去3カ年（□、△、◇年度）の予算・決算・人員

	予算	決算	人員		
			正規	嘱託	臨時
○年度		—			
□年度					
△年度					
◇年度					

【様式3】事業報告

事業名 〔人件費関連事業〕	
事業の目的等	
予算・決算	予算： 決算：
事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> 指定管理事業 <input type="checkbox"/> その他
経営ビジョン	
経営戦略	
評価	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D
取組内容	

6 策定経過及び策定メンバー

■策定経過

- 令和6年3月 理事会及び評議員会
 - ・令和7年度から令和11年度の5カ年計画の策定に関する承認
- 令和6年4月24日 第1回作業部会
 - ・計画策定アドバイザーによる研修、今後の進め方について
- 令和6年6月26日 第2回作業部会
 - ・計画策定前の準備作業（現状分析、5年後のイメージ）
- 令和6年8月21日 第1回策定会議
 - ・第2回作業部会結果に関する協議、指示
- 令和6年10月 理事会及び評議員会
 - ・計画期間変更（令和8年度から令和12年度）に関する承認
- 令和6年11月5日、8日 第3回作業部会
 - ・経営戦略に対する実施項目の整理、意見交換
- 令和6年11月27日、12月18日 第2回～第3回策定会議
 - ・第3回作業部会結果に関する協議、指示
- 令和7年6月 理事会及び評議員会
 - ・策定の進捗報告（現計画の評価及び経営ビジョンを報告）
- 令和7年8月7日 第4回作業部会
 - ・経営戦略と各課、各係の事業内容を結び付けるための課題出し
- 令和7年9月11日、22日 第5回～第6回作業部会
 - ・経営戦略に対する具体的取組の検討
- 令和7年9月25日 第4回策定会議
 - ・第5回・第6回作業部会結果に関する協議、指示
- 令和7年10月 理事会及び評議員会
 - ・策定の進捗報告（経営戦略までを報告）
- 令和7年11月～令和8年1月 第5回～第8回策定会議
 - ・具体的取組の整理、計画全体の校正
- 令和8年1月
 - ・計画策定アドバイザーの助言
- 令和8年2月
 - ・役員及び評議員等より、計画（素案）に関する意見募集

令和 8 年 3 月 理事会及び評議員会

・ 計画の承認

令和 8 年 4 月 1 日

・ 計画の施行

■ 策定メンバー

計画策定アドバイザー

金井敏氏（高崎健康福祉大学 健康福祉学部 元教授）

策定会議（計画原案の作成）

本会の事務局長及び各課長により構成

作業部会（策定会議への提案）

各課の代表係長 2 名程度により構成

【参考資料】 第3次中期経営計画 令和8年度具体的な取組事項一覧

事業名	具体的取組
1-1-1 社会資源の情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①地区担当者が地域に出向き、ともに住民の生活を知る（地域福祉課） ②民生委員への伴走支援に取り組む（地域福祉課） ③地区担当者が社会資源の整理や確認を定期的に行う（地域福祉課） ④地域包括支援センターとの情報共有に取り組む（地域福祉課） ⑤町社協情報交換会を開催する（地域福祉課） ⑥地域共生フォーラムを開催する（地域福祉課） ⑦地区社協会長会の研修を実施する（地域福祉課） ⑧地区担当者が助成の実績報告を確認する（地域福祉課） ⑨中間支援機関との定期的な情報交換を実施する（地域福祉課） ⑩対象者の必要な情報収集のため、当事者とかかわる機関と情報を共有する（地域福祉課） ⑪地区担当者、ボラセンからの情報収集と整理を実施する（地域福祉課）
1-1-2 法人内DXによる収集した社会資源情報の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ①企業への働きかけを実施する（ちらし配布含む）（地域福祉課） ②企業や団体等、地域に対して活動の提案や相談支援を実施する（地域福祉課） ③法人内で検討をした取り組みを地域に提供する（地域福祉課） ④行政担当課との定期的な情報共有と方向性の検討を実施する（地域福祉課） ⑤実績報告の精査による効果的な助成金の検討を実施する（地域福祉課） ⑥支援者の情報整理（対応可能一覧）と支援実績ニーズ整理を実施する（地域福祉課） ⑦実績を基にした研修企画を実施する（地域福祉課） ⑧寄付希望調査の整理（地域・分野・ニーズ）を実施する（地域福祉課） ⑨配分基準の整理を実施する（地域福祉課） ⑩寄付実績の整理、提供を実施する（地域福祉課） ⑪イベントなどへの企業、団体等の協力を依頼する（地域福祉課） ⑫ボランティアの活動の場を増やす（地域福祉課） ⑬結果を見せて募金につなげる取り組みを実施する（地域福祉課） ⑭配分先を広げるために、活動への訪問を実施する（地域福祉課）
1-1-3 多様な主体と連携・協働・共創した事業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ①企業や団体等、地域に対し連携できることの検討や活動の提案を実施する（地域福祉課） ②移動支援の効果検証及び企画の見直しを実施する（地域福祉課） ③地区社協の事業として、企業や団体等と連携した事業の提案や協議を実施する（地域福祉課） ④町、地区での課題を見据え、社会資源や先行事例の提供を実施する（地域福祉課） ⑤企業貢献の取り組みやNPOや団体を地域の活動につなぐための情報提供を実施する（地域福祉課） ⑥多様な主体とボランティアをつなぐイベントを実施する（地域福祉課） ⑦団体、企業向け手話教室を実施する（地域福祉課） ⑧災害ボランティアセンター訓練を実施する（地域福祉課） ⑨災害時支援の連携先を開拓する（地域福祉課） ⑩障がい当事者の参加を促す（地域福祉課） ⑪福祉教育への社会福祉法人のかかわりへの投げかけを実施する（地域福祉課） ⑫福祉教育の講座や体験学習を一緒に取り組む（地域福祉課） ⑬介護事業課や地区担当者との情報共有を実施する（地域福祉課） ⑭企業・法人・学校等の専門職と連携を強化し、健康づくり、介護予防、生きがいづくり事業を展開する（高齢福祉課） ⑮コロンサークル関係の企業と連携し、新たな活動の創出と関係性を構築する（地域活動支援センターこころ、多機能型事業所こころ）
1-2-1 地域課題解決に向けた体制の充実と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ①地区担当を複数制に変更し、法人内所属での横断的で定期的な検討の場を設ける（地域福祉課） ②地区社協運営に積極的にかかわる（地域福祉課） ③地区社協を中心に協議の場の創出や地域の活動者との連携強化を促す（地域福祉課） ④法人内所属での横断的で定期的な検討の場を設ける（地域福祉課） ⑤地区社協の企画運営会議の開催を支援する（地域福祉課） ⑥地区社協活動費の内容精査を実施する（地域福祉課）
1-2-2 地域活動を継続して支援するための助成制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①地区社協助成の財源確保を検討する（地域福祉課） ②地域福祉活動助成事業の活動内容や活用状況の動向調査を実施する（地域福祉課） ③善意銀行配分事業の見直しを実施する（地域福祉課） ④共同募金助成の在り方を整理する（地域福祉課）
1-3-1 交流や学びを生み出す拓かれた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ①児童クラブの保護者へ届く情報提供を検討する（地域福祉課） ②児童クラブへ地域人材を受け入れる（地域福祉課） ③当事者団体主催イベントでのボランティア協力による自然な交流と学びを実施する（地域福祉課） ④ボランティアの活用や子どもの成長を促す遊びの提供を実施する（地域福祉課）

事業名	具体的取組
1-3-2 魅力的な事業を実施するための人材発掘	<ul style="list-style-type: none"> ①登録ボランティアの増加やLINE等の情報発信の内容を充実させる（地域福祉課） ②ピギナーズスクールの開催見直し（開催日、内容）を実施する（地域福祉課） ③福祉教育登録ボランティアの増加や情報発信の内容を充実させる（地域福祉課） ④健康意識の高い幅広い年代の方が参加できる魅力的な事業を展開するために新たな外部講師を発掘する（高齢福祉課）
1-3-3 地区社協を主体とした福祉人材育成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①地区社協主催の研修の開催を支援する（地域福祉課） ②地区単位でのボランティア講座の開催提案や実施をする（地域福祉課）
1-3-4 ボランティア体験講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①登録ボランティア、一般ボランティア、教員向け等への体験講座を開催する（地域福祉課） ②ボランティア体験講座へ当事者を登用する（地域福祉課） ③介護予防ポイント活動につながる講座を開催する（地域福祉課） ④手話体験（講座・ふれあいの広場等各種イベント）からの担い手を発掘する（地域福祉課） ⑤学生向けサービ斯拉ーニングを実施する（地域福祉課）
1-3-5 学生と協働した地域課題への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ①町、地区の課題把握と学生の活動をつなぐ（地域福祉課） ②地区別計画等の情報を学生に提示する（地域福祉課） ③大学等との窓口を設定する（地域福祉課） ④町社協の活動につなぐ（地域福祉課） ⑤学生ボランティアの活躍の場、活動者とのつながる機会を提供する（地域福祉課） ⑥学生へボランティア情報を発信する（地域福祉課） ⑦学生の柔軟な発想やデジタルスキルなどの新しい知見を取り入れることで、施設プログラムの充実度を向上させる（地域活動支援センターこころ）
2-1-1 相談窓口の強化、充実	<ul style="list-style-type: none"> ①民生委員への伴走支援を実施する（地域福祉課） ②法人内での資源情報を共有する（地域福祉課） ③専門機関への調整機能を強化する（地域福祉課） ④地域包括支援センターとの情報共有を実施する（地域福祉課） ⑤地区担当者の意識的な地区訪問を実施する（地域福祉課） ⑥コーディネート強化のため、ボランティア情報や活動の情報収集を実施する（地域福祉課） ⑦いつでも対応できる通訳者を配置する（地域福祉課） ⑧寄付者への、配分先等に関する情報提供を実施する（地域福祉課） ⑨他市町からの運営相談を実施する（地域福祉課） ⑩専用相談場所、電話相談、（案：LINE相談）相談内容分析を実施する（地域福祉課） ⑪中間支援機関との連携や情報共有の場をつくる（地域福祉課） ⑫係・事業所（または課）ごとに、相談窓口対応に関する指導者を設け、日直業務・昼休み当番等の強化を図る（生活支援課・介護事業課）
2-1-2 相談支援のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ①地区担会議、CSW会議、事例検討、資源のデータ化を実施する（地域福祉課） ②ボランティア研修へ参加する（地域福祉課） ③事例検討、同行振りかえり、コミュニケーション能力向上、倫理研修等を実施する（地域福祉課） ④住民参加型在宅福祉サービスの活動会員の研修、職員の知識向上を図る（地域福祉課） ⑤相談支援場面へ同席する（地域福祉課） ⑥相談援助面接技術基礎研修において、基礎研修のほか応用研修を企画する（研修対象者の拡大）（生活支援課・介護事業課） ⑦相談支援事業所、行政関係機関など、日頃から利用者本人をよく知る多様な関係者が集まり、情報を共有・連携して支援にあたる（障害福祉課）
2-1-3 利用者の意思決定支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①手話通訳者研修を開催する（地域福祉課） ②意思決定支援に関して、外部の研修へ積極的に参加し、社協職員の援助技術向上を図る（生活支援課・介護事業課） ③福祉従事者等の支援者、市民後見人養成講座修了者を対象とする研修の発展・強化を図る（生活支援課・介護事業課） ④意思決定支援に関して基本的な考え方や実践方法を学習し、利用者本位のサービスを提供する（障害福祉課）
2-1-4 法人内外の多職種と連携した事例検討会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①自立支援型個別会議のような検討会を実施する（地域福祉課） ②他児童クラブとの情報交換会を開催する（地域福祉課） ③県聴連、コミプラ、自立支援協議会との情報交換、合同研修を実施する（地域福祉課） ④地域個別ケア会議、担当者会議等の他職種・他事業所・行政主催のケース会議に参加する（生活支援課） ⑤他の法人・事業所・社協と共催して、事例検討会を実施する（事業運営の情報交換を含め実施）（介護事業課）

事業名	具体的取組
2-2-1 孤立・孤独防止のための社協管理施設を活用した居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①ニーズをキャッチする（地域福祉課） ②他所属連携を図る（地域福祉課） ③児童クラブ・おもちゃの図書館等でボランティアを活用する（地域福祉課）
2-2-2 相談しやすくするための機会と情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ①地区の定例会、会議へ出席する（地域福祉課） ②民生委員を通して情報提供を実施する（地域福祉課） ③地域包括支援センターとの情報共有に取り組む（地域福祉課） ④地区担当者が意識的に地区を訪問する（地域福祉課） ⑤地域包括支援センター、ケアマネへの住民参加型在宅福祉サービス等の情報提供を実施する（地域福祉課） ⑥行政、他法人、団体、地域等からの情報を供覧のほか、特に重要な情報はミーティングや会議等で紹介し共有する（生活支援課・介護事業課） ⑦保健師、看護師、健康運動指導士等の専門職に気軽に相談できる体制を整え、その人に必要な適切な機関への情報提供を行い支援する（高齢福祉課） ⑧利用者本人が状況を理解できるよう、分かりやすい言葉や方法で情報を提供し、多様な選択肢を準備する。（障害福祉課）
2-2-3 入院・入所サポート、終活サポート、遺品整理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①地域に社会資源の情報提供を実施する（地域福祉課） ②日自事業の利用者の範囲で、入退院の手続き、入院費の支払い、必要物品の購入等の入院・入所サポートを実施する（事業内容の拡大と明確化）（生活支援課） ③自費訪問介護事業において、荷造り・買い物・お届け・入院期間中の洗濯等の入院・入所サポートを実施する（事業内容の拡大と明確化）（介護事業課）
3-1-1 合理的配慮の浸透を目的としたイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ①ぶらりバリアフリー散歩を開催する（地域福祉課） ②企業研修へ講師を派遣する（地域福祉課） ③地域イベントの企画・参加を実施する（地域福祉課） ④季節イベントの開催、他会場による出張図書館の開催を実施する（地域福祉課）
3-1-2 就労支援のため企業等の理解促進と受け入れ先の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ①アウトリーチを通して「しごと応援企業登録」の登録数を増やす（生活自立相談センター） ②自立相談支援機関として居住支援と就労先確保の一体的強化を図る（相談センター）
3-1-3 インクルーシブイベントの実施・参加	<ul style="list-style-type: none"> ①地域にボランティアセンターと協働したイベントを提供する（地域福祉課） ②地区社協主催の研修の開催に助言する（地域福祉課） ③障がい者理解のイベントを開催する（地域福祉課） ④イベントに当事者の参加を促すための情報提供を実施する（地域福祉課） ⑤当事者の生活課題解決につながる内容をイベントに反映させる（地域福祉課） ⑥「SOCIAL GOODS project」や「インクルーシブスポーツフェスタ」など前橋市が主催するインクルーシブイベントへ参加する（障害福祉課）
3-2-1 住民の興味関心ニーズを把握するためのマーケティングリサーチの実施	<ul style="list-style-type: none"> ①地区の企画会議等に地区別計画を取り込む（地域福祉課） ②子育て支援活動の実態調査により新たな活動支援を創出する（地域福祉課） ③地区の活動の効果検証を行う（地域福祉課） ④登録ボラへのアンケートを実施する（興味、関心）（地域福祉課） ⑤おもちゃの図書館の定期的な満足度アンケートの実施（地域福祉課）
3-2-2 本会管理施設や社会資源を生かした地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①ふれあいの広場の充実や内容の再考や提案を実施する（地域福祉課） ②地域課題を他所属と共有する（地域福祉課） ③ふれあいの広場等へのボランティアや障がい当事者と連携をしたイベントや研修実施を促進する（地域福祉課）
3-3-1 利用者主体のセルフヘルプによる地域参加の機会創出	<ul style="list-style-type: none"> ①地区担との情報共有により、地域と当事者のかかわりを模索する（地域福祉課） ②サークル、前聴協、前通協とのつながりを強化する（地域福祉課） ③地域ケア会議、アウトリーチ等を通して、利用者の意見を関係機関へ繋ぐ（生活支援課） ④公民館と共催行事を開催するなど地域福祉を意識したインクルーシブな取り組みを展開する（地域活動支援センターおおご、みやぎ、かすかわ、ふじみ）
3-3-2 セルフヘルプ活動を通じた地域との繋がりを信頼関係（関係資産）の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①当事者の講師による企業職員教育を実施する（地域福祉課） ②地域イベント、防災訓練等への参加・参画を促進する（地域福祉課） ③地域との関わりがない利用者へ、訪問支援を通して、地域と利用者の仲介を行う（介護事業課）
4-1-1 生活支援の現状の見直しと検討	<ul style="list-style-type: none"> ①安心カードの活用方法を周知し、内容更新の広報及び更新支援を実施する（地域福祉課） ②モニタリングや把握、支援のための訪問と面会を通して、適時、支援計画・内容・方法を見直し、変更する（生活支援課・介護事業課）
4-1-2 平時からの福祉防災と災害時の福祉支援への取組	<ul style="list-style-type: none"> ①個々の利用者の安否確認の方法を、災害時に備え確認をしておく（生活支援課） ②利用者宅の避難所を定期的に確認し更新し、訪問支援中の災害に備える（介護事業課） ③災害時における訪問支援の優先順位、優先条件、支援内容を決めておく（介護事業課） ④福祉避難所を開設した場合の社協内の応援体制、課題や改善策に取組む（高齢福祉課） ⑤利用者及び家族に対し、平時からの福祉防災への意識の向上と自然災害時の要配慮者における支援体制の整備を図る（障害福祉課）

事業名	具体的取組
4-2-1 権利擁護事業の拡充	①「頼れる身寄りがいないことによる生活課題」に対する具体的な支援内容等を調査し、支援実施に向けて固めていく（生活支援課）
4-2-2 介護保険事業利用者のための制度外サービスの拡充	①ボランティア養成講座メニューの種別化を実施する（地域福祉課） ②住民参加型在宅福祉サービスのボランティアの紹介、登録を実施する（地域福祉課） ③具体的な活動を提示する（地域福祉課） ④活動種別に応じた養成講座を開催する（地域福祉課） ⑤ニーズ調査、地域包括支援センターやケアマネ等への調査、住民調査を実施する（地域福祉課） ⑥利用者のニーズや支援内容、及び訪問介護員等支援者の時間、能力等の活動条件を調査し、支援を拡大する（介護事業課） ⑦契約書に明示のない利用者ニーズに対し、対応可能であれば、柔軟に応じる（介護事業課）
4-2-3 住民参加型在宅福祉サービスのメニューの拡充	①登録ボランティアの増加とスキルアップのための講座を開催する（地域福祉課） ②単価設定、ニーズに合わせたメニューを検討する（地域福祉課）
5-1-1 正規職員の人員育成計画の実施	①職員研修計画を策定し、職員の専門性と組織性の資質を向上する（総務課） ②安否確認システムを生かしたBCP訓練を平時から実践し、災害時に初動対応ができる人材を育成する（総務課） ③災害や情報管理等に対するリスクヘッジを行い、事業継続できる人材を育成する（総務課）
5-1-2 嘱託職員、臨時職員の育成	①有効的な人事配置を実施する（地域福祉課） ②児童クラブ館長との情報共有を実施する（地域福祉課） ③キャリアパスを明確化し、人事評価制度を見直す（総務課）
5-1-3 ハラスメントを防止するための組織の方針決定及び研修等の実施	①カスタマーハラスメントに関して、法律の制定時には速やかに手引き・要綱・基本指針を改正する（生活支援課・介護事業課） ②ハラスメントに関するアンケートを継続し、職員研修を通じて予防・改善する（総務課）
5-1-4 生産性向上会議の実施	①上位処遇改善加算の取得条件であり、他課と連携し、会議開催の企画・計画・実施を行う（介護事業課） ②ITリテラシー向上をはかり、効率的な働き方に変革していく（総務課）
5-2-1 円滑な事業実施のためのガバナンスの徹底	①理事会、評議員会を通じて経営課題を検討し意思決定する（総務課）
5-2-2 社会状況や世の中の動向に応じた事業の選択	①DX化による事業内容の見直しをはかり、市民サービスの向上をはかる（総務課）
5-2-3 必要な事業を継続するための財源使途計画の策定及び運用	①財源検討と一緒に適正な運用を検討する（地域福祉課） ②県補助金申請やその他の寄付の活用を実施する（地域福祉課） ③財源検討とあわせ配分の仕組みを再考察する（地域福祉課） ④県内他市、同規模・近隣の中核市の経営・運営状況、積立金の状況を調査する（介護事業課） ⑤財源検討会議を通じて財源確保策、活用策を検討し経営改善する（総務課） ⑥会費、会員増に向けた会員制度の見直しを実施する（総務課）
5-2-4 安心・楽しく・信頼される施設運営	①職員の資質向上を実施する（地域福祉課） ②研修制度を実施する（地域福祉課） ③イベント企画内容のための情報収集を実施する（地域福祉課） ④参加しやすい工夫を検討する（地域福祉課） ⑤学生、ボランティアの活用を促進する（地域福祉課） ⑥講座実施により障がい当事者、参加者、ボランティアなどの関係性を構築する（地域福祉課） ⑦誰もが安心して相談できる体制づくり、施設・設備の適切な管理や清潔で快適な環境づくり、効率的かつ安全な施設運営を行う（高齢福祉課）
5-3-1 情報発信の目的やターゲットを明確にした広報活動	①LINEやホームページによる情報発信に開催結果だけでなく、効果まで発信する（地域福祉課） ②・ホームページや社協だよりにおける寄付者情報の掲載を実施する（地域福祉課） ③学生ボランティアの呼びかけを実施する（地域福祉課） ④利用者向けの定期的な案内（放課後等デイなど）を実施する（地域福祉課） ⑤地域包括支援センター、居宅介護事業所への事業周知を実施する（地域福祉課） ⑥配分団体活動の見える化を実施する（地域福祉課） ⑦広報の新たな取組に挑戦する（地域福祉課） ⑧集客を増やすため、社協ホームページ・インスタ・パンフレット等、さまざまな手段を活用して各事業（教室・イベント等）を発信する（高齢福祉課）
5-3-2 社協の認知度向上を目的とした広報・情報発信	①本会の活動がイメージしやすいようにSNSや社協だよりを活用する（地域福祉課）

【参考資料】

■社会福祉法

令和7年10月1日施行一部抜粋。全文は <https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045>

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の五分之一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

■ 社会福祉協議会基本要項 2025

<https://www.zcwvc.net/member/news/2025/03/28/7007/>



前橋市社会福祉協議会 第3次中期経営計画

令和8年3月

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

〒371-0017

群馬県前橋市日吉町二丁目17番地10 K' BIX まえばし福社会館3階

電話 027-237-1112 (代表)

FAX 027-219-0337

ホームページ <http://www.mae-shakyo.or.jp/>

Eメール info@mae-shakyo.or.jp



Website



Instagram

